

強制動員真相究明

ネットワークニュース No.15 2019年12月21日

編集・発行：強制動員真相究明ネットワーク

(共同代表／飛田雄一、庵溢由香 事務局長／中田光信 事務局次長／小林久公)

〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1 (公財)神戸学生青年センター内

ホームページ：<http://www.ksyc.jp/sinsou-net/> E-mail : mitsunobu100@gmail.com (中田)

TEL 078-851-2760 FAX 078-821-5878 (飛田) 郵便振替<00930-9-297182 真相究明ネット>

<目 次>

解放74年、強制動員問題の過去、現在、未来

強制動員問題の解決のための国際会議、開催

強制動員真相究明ネットワーク会員 竹内康人 -2-

日本の過去清算問題と解決の方向性

強制動員真相究明ネットワーク事務局次長 小林久公 -6-

強制動員ではなく就職？朝鮮人“逃亡者”40%はなぜ

<『反日種族主義』反論 2019年9月2日ハンギョレインタビュー記事より>

日帝強制動員・平和研究会研究委員 鄭惠壇(チョンヘギョン) -9-

「明治産業革命遺産」における日本政府の「歴史修正主義」

強制動員真相究明ネットワーク事務局長 中田光信 -13-

旧強制動員委員会報告書・口述集などの日本語版4冊を発刊

一日帝強制動員手記集及び委員会発行本の翻訳版発行記念会 in ソウル

強制動員真相究明ネットワーク会員 竹内康人 -19-

大法院判決から1年余 - 文喜相法案を超えて強制動員問題の解決へ

強制動員問題解決と過去清算のための共同行動 矢野秀喜 -20-

地域からの報告

長生炭鉱の遺骨発掘に向け、確かな一步を！

長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会 書記 山内弘恵 -22-

第13回集会案内・2019年度会費納入のお願い

-24-

解放 74 年、強制動員問題の過去、現在、未来

強制動員問題の解決のための国際会議、開催

強制動員真相究明ネットワーク会員 竹内康人

●8・14ソウル強制動員問題国際会議



2019年8月14日、ソウルの曹渓寺国際会議場で、「解放74年、強制動員問題の過去、現在、未来」と題して、強制動員問題の解決のための国際会議がもたれた。主催は強制動員問題解決と対日過去清算のための共同行動であり、強制動員被害者2人と遺族1人が体験を語り、15人が報告した。

金正珠（キムジョンジュ）さんはつぎのように語った。富山の不二越に13歳で女子勤労挺身隊員として全羅南道の順天から連行された。朝5時に起床させられ、軍歌を歌い、工場に向かって歩いた。小さな体で箱の上に立って鉄を削る仕事を強いられ、仕事が遅れると叩かれ、給料も支払われなかった。挺身隊のレッテルを貼られ、「慰安婦」とみなされ、家庭は破綻した。解放後も人間扱いされてこなかった。このように話し、最後に金さんは

朴槿恵による裁判への介入と安倍晋三のウソを糾弾した。

金ヨンファさんは日本製鉄八幡製鉄所に連行された。金さんは八幡に動員され、力仕事をさせられたが、帰国し、大学を出て、牧師になったことを話した。そして、日本には賠償の義務がある、身体は死んでも、心や思想は死がない、戦争のない国に向かってすすもうと訴えた。

遺族の崔洛勤（チェナックン）さんは、父の一枚の写真から日本の支援者が貝島大之浦炭鉱に連行された事実をつきとめたこと、その跡地を今年、家族とともに訪問し、父を追悼したことを話し、戦争被害者の人権回復に向けて、共に歩もうと呼びかけた。

会議で報告されたテーマは、大法院判決の意義と日本の動きの批判、日韓請求権協定の問題点、国際法からみた大法院判決、国際連帯運動、女子勤労挺身隊問題、遺骨問題解決の行動、遺骨の奉還運動、沖縄戦での朝鮮人遺骨の発掘計画、韓国の原爆被害者の被害状況、朝鮮学校の無償化裁判、サハリン同胞の現状、宗教界と労働界の取組み、過去清算に向けての共同行動、強制動員問題解決の課題などである。

さまざまな問題提起が以下のようになされた。

○大法院判決は強制動員慰謝料請求権を認めた。請求権協定では個人の賠償請求権は消滅していない。韓国の判決は日本への攻撃ではない。判決を、未解決の問題の解決の機会とすべき。

○日韓両政府とも大法院判決に手をつけることはできない。被告企業は政治的環境、条件が整えば和解、判決を受け入れる意思があるとみられる。企業に判決を受け入れるよう迫るとともに、包括的解決として財団基金構想を具体化する必要がある。

○強制動員人権財団法を制定し、被害者支援財団の改善を図る。強制動員委員会の調査資料を財団に移管できるようにする。ILOなど国際機構にこの問題の広報をすすめる。国際学術会議の開催、強制動員の共同行動などをすすめる。

○日本政府は判決を国際法違反とし、自らを被害者とみなし、韓国を屈服させようとしている。日本政府が植民地支配の不法性を認め、植民地責任をとることが第1である。日本政府は判決を認め、企業と被害者との協議に介入すべきでない。

○強制動員は国際人権法違反である。国際的な人権基準である2005年の国連の被害者権利章典にのっとり、賠償と被害回復がなされ、再発防止がなされるべきだ。被害の回復は金銭だけでなく、真実の公開、不明者の所在把握、名誉回復のための公的宣言、公的謝罪、責任者への制裁、記念と追悼、教育などを含むものである。

○労働組合は強制動員問題を自らの問題ととらえ、強制徴用者像を設置した。日本での丹波のマンガン記念館に続き、韓国の龍山、仁川、済州、蔚山、釜山などに建て、今後は大田や全南地域にも建てる。平壌にもできるだろう。

○強制動員共同行動結成から1年、過去史と強制動員に関する市民の認識を高め、被害者中心の解決をめざす。被害者との連帯が運動の出発点である。

○2018年に遺骨奉還宗教者市民連絡会が結成され、壱岐の遺骨問題に取り組んだ。祐天寺、長生炭鉱、北の遺骨、沖縄本部など各地に遺骨がある。遺骨の返還では、経緯の調査、政府と企業の歴史的責任、遺族の慣習・信念に従うことが大切である。

○これまで沖縄戦の戦場で死亡した朝鮮人遺骨の返還はすくない。2018年12月に韓国政府の行政安全部に遺骸奉還課が設置された。発掘を検討している本部の健堅の朝鮮人軍属の遺骨返還をすすめたい。

○日本の戦没者遺骨収集推進法では、日本人の戦没者に限定している。「韓国人遺骨を韓国に返せ、遺族に返せ」の世論化をすすめる。

○曹溪宗の民族共同体推進本部は、南北和解に取り組むとともに、福岡で現地巡礼をおこない、壱岐や長生での追悼会に参加した。動員犠牲者が故国に返ってくる道を拓きたい。

○韓国被爆2世患友会は貧血、心筋梗塞、慢性病、精神病、さまざまなガンなどの疾病で苦しんできた。被爆者支援特別法が制定されたが、被爆1世のみが支援対象であり、被爆2世・3世は排除された。陜川平和の家に2世の憩いの場ができた。韓・米・日政府は原爆2世に対し、「先に支援、後に究明」の立場で、生存権と生命権を保障すべきだ。

○サハリン韓人は約2万5千人が居住している。1995年からの韓日赤十字による永住帰国事業は新たな家族の離散をもたらすなどの問題を生んだ。韓国政府はサハリンなどの韓人の地域代表の決議に応じ、サハリン同胞支援特別法を制定して、支援すべきである。

○朝鮮女子勤労挺身隊は未成年女性児童に対する人権侵害であった。しかし韓国政府による被害者への支援は少ない。政府による真相究明、歴史教育、勤労挺身隊支援法の制定が必要である。

○同化と排除による朝鮮学校の消滅がすすめられてきた。第2次安倍政権は朝鮮学校の高校無償化に関し、省令を変えて指定を遮断した。幼稚園・保育園での無償化からも除外した。官制ヘイトに支えられた民間ヘイトの動きに对抗し、世界の良心に訴える。

このように強制動員関連の問題の解決に向け、さまざまな問題提起がなされた。日韓請求権協定では、強制動員問題は解決されていないのである。未解決の問題に取り組むことが求められる。

日本政府は韓国の大法院判決を「国際法違反」と宣伝している。植民地支配は合法であり、強制労働

はなく、経済協力で請求権問題は解決した。にもかかわらず、企業に賠償を命じたのは請求権協定違反というのである。

しかし、判決では、反人道的不法行為としての強制動員への慰謝料請求権が存在し、企業は支払うべきであるとしたのであり、ありえる解釈である。国際法違反という宣伝は、日本を被害者にすりかえるものである。

問題の解決とは、真相の究明、被害者の尊厳回復、正しく歴史の継承がなされることである。2019年8月、愛知トリエンナーレでの「平和の少女像」の展示中止という事件は、この問題が解決していないことを示している。

●8・15強制動員ソウル市民集会

8月15日の昼にはソウル市庁前の広場で、解放74年、日帝強制動員問題解決のための市民集会がもたれた。集会は、強制動員問題解決と対日過去清算のための共同行動の呼びかけによるものであり、2000人ほどが参加した。

集会は黙祷ではじまり、主催者側の強制動員問題の解決への取り組みの訴え、日本からの連帯の挨拶がなされた。日本製鉄釜石に連行された李春植さんと三菱重工名古屋に連行された梁錦徳さんも壇上で訴えた。支援団体からの連帯アピールののち、強制動員下の望郷を想起し、アリランが歌われた。



雨は次第に強まり、土砂降りとなった。そのなか、動員被害者と遺影を先頭に日本大使館に向かってデモ行進が行われた。集会プログラムには「強制動員 謝罪賠償」と大きく記され、人々はそれを掲げ、謝罪せよ！記憶しろ！安倍糾弾！正義は勝つ！解決せよ！と喊声をあげた。日本大使館が入るビルの前では立ち止まり、強制動員問題を解決せよ！と抗議した。

朝鮮の植民地支配と強制労働を認知しようとしている安倍政権は、韓国大法院判決を国際法違反とみなし、経済報復をおこない、韓国社会を屈服させる動きをとるようになった。そのような動きは、韓国社会の反発を生み、強制動員問題を主テーマとする市民集会の開催に至った。

●8・15ソウル・安倍糾弾汎国民キャンドル文化祭



8月15日の夜には、ソウルの光化門前の広場に数万人が集まり、安倍糾弾市民行動の集会がもたれた。この市民行動は750余の団体で組織されたものである。集会では、巨大なスクリーンに参加者の姿を映しながら、集団ダンス、バンドの演奏、安倍糾弾のスピーチ、日本からの連帯挨拶、三菱の強制動員被害者の訴えなどがなされた。主催者



がマイクを会場に向けると数万の参加者が NO!安倍の声をあげた。

最後には NO!安倍や歴史をテーマにした歌が演奏された。曲とともに、NO!安倍のボードが揺れ、若者が振り付けに合わせて躍る。NO!安倍のプラカードの裏面には、韓日軍事協定の破棄と記されている。クレーンから吊るされた数個のスピーカからの音響は抜群だ。老若男女、さまざまな層が結集し、特に青年層が元気だ。闇が深まるとキャンドルに火がともされ、広場を埋める。

集会が終わると光化門からソウル市庁までデモが行われた。安倍 NO!経済報復を止めろ！強制動員に謝罪・賠償せよ！朝鮮日報は閉館せよ！わたしたちが勝つ！正義が勝つ！などのコールが続き、歌も流される。日本大使館や朝鮮日報社のビル前では立ち止まり、怒りの喊声をあげた。

ソウル市庁周辺には文在寅政権の成立以後、朴槿恵を擁護するアメリカと韓国の旗を掲げた右派のテントがめだつ。安倍糾弾行動に対抗してデモもする。しかし、その表現は冷戦期の旧態であり、冷戦期の対立構造や植民地主義を克服する方向性はみられない。

それに対し、3・1運動から100年、安倍糾弾市民行動は、強制動員判決を契機に安倍政権が始めた経済報復に対抗する、キャンドル革命を経ての新たな運動である。それは植民地主義を克服し、南北分断を終わらせるという時代の風をつくるものである。安倍政治を終わらせる表現を、この日本でこそ創らなければならない。

帰途、全羅北道の益山に行き、そこから参礼に向かい、東学農民蜂起の記念広場に行った。そこで大地から突き出した鍼を持つ腕を見た。それは民主の地下水脈の存在を示すものだった。益山の駅には平和の少女像があった。その少女像は2015年12月合意の紙を右足で踏み碎いていた。被害者との合意がなく結ばれ、少女像を撤去するという裏約束がついたものは許されない。韓国大法院判決は日韓請求権協定で解決済みの論を打ち碎いた。日韓条約は韓国では戒厳令下で結ばれた。政治が民主化されれば、当然見直されるべきものだ。植民地支配を合法と居直り、大法院判決を国際法違反と非難して自らを被害者のように示してやまない政治を変える時だ。



日本の過去清算問題と解決の方向性

強制動員真相究明ネットワーク事務局次長 小林久公

1. 問題の根底にはなにがあるのか

強制動員など日本の過去清算問題が日韓の間で大きな課題となっているが、そもそも日本の過去清算問題は、日本の国内問題なのである。

日本国憲法は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、「人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」、そして「われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」と謳ってる。

それにも拘わらず戦争終結から 70 数年を経た今日でも、アジア各地で日本が与えた戦争被害、植民地被害に対する戦後処理し遅々として進んでいない。それは日本人被害者についても同様である。

なぜ、日本の戦後処理は進まないのか、その根底に在るのが未だ克服されない民衆の帝国主義(植民地主義)である。幸いにも安倍政権は市民が、このことを考える機会を提供してくれている。

過去清算については、戦後すぐに呼ばれた一億総ざんげがある。(この一億人とは日本人 7000 万、朝鮮人 2,500 万に、台湾人 500 万のことだと言う)、そして今、「受忍論」が幅をきかせ、戦時中と同様の「しかたがない論」に飲み込まれようとしている。しかも、日本の植民地支配下にあった人々に対しても、当時は日本人であったのだからと「受忍論」を強制しようとしている。

日本はこんな社会を何時まで続けるのだろうか、過去清算は日本社会のためにこそ必要なのである。

2. 二種類の個人請求権が残されている

個人請求権には二種類の請求権があることを知りたい。一つは財産請求権であり、他の一つは慰謝料などの損害賠償請求権である。いずれにしてもこれは国家の請求権ではなく個人の請求権である。

この個人が持っている請求権を、二国間の政府の合意で消滅させることはできない。このことについては日本政府もそのように理解している。それで「条約上は、国の権利として持っている外交保護権を放棄したのであって個人の請求権を直接消滅させたものではない」としている。

そして、二つの個人請求権のうち財産請求権については日本の国内法で消滅させる手続きを取ったが、損害賠償権については、国内法でも何の措置もされていない。

この国内法が「韓国人財産措置法」(1965 年法律第 144 号)である。その法案説明で外務大臣は「日韓両国間の財産及び請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されることになったことを確認し、日本国にある韓国及び韓国民の財産等に対してとられる措置に対しては、韓国はいかなる主張もできないものとする旨を規定しております。したがいまして、この協定が発効することに伴ってこれらの財産等に対してとるべき措置を定めることが必要となりますので、この法律案を作成した次第であります」と述べている。

日韓請求権協定で言う「完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」、「国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする」とはこのようなことなのである。すなわち、条約上は個人請求権に対する法的実行力の取極めは行われておらず、日本の国内法ではじめて法的に解決しているということである。それも、個人の財産請求権

についてのみであり、個人の損害賠償請求権は残されたままである。これが日本政府の理解であり、韓国の大法院判決も同様の理解である。条約の解釈に日本と韓国との間でさほどの違いはないのである。

3. 今後の解決の展望

安倍政権は、韓国の民事訴訟で差し押さえられた日本企業の資産が現金化されたならば、新たな対抗手段を取ると恫喝している。だが、これは日本政府が介入すべきではない民事事件のことである。高齢の被害者を考えると、私は、原告の裁判上の利益を満たすことが急がれなければならないので現金化は行うべきであると考えている。その結果は、更に日韓関係が険悪になったとしても、原告の個人の権利は保障されるべきものであり、更なる険悪化を避けるために個人の権利が奪われるようなことがあってはならない。

もし、更なる悪化があったとしても、それは後日に解決されるものであるからである。

(1) 国内法を変えれば、財産請求権も復活させられる

相手国が外交保護権を放棄し、そのことを主張しないとの約束があるので、自国で働いた外国人労働者の賃金をその人たちに支払わないことにしてよいのであろうか、日本政府は、国内法でそのようにしてしまったのである。

東京法務局をはじめ全国の法務局に朝鮮人強制動員被害者の未払い賃金が供託されており、そこには175,221人の朝鮮人労働者の名前と住所、未払い金額が個別に把握されている。その金額の合計は1億2千万円を超えていて、これは、日本が本人に返そうと思えば返せるものである。この他にも福岡の郵便貯金事務センターには、朝鮮人労働者の郵便貯金通帳が数万冊保管されたままになっている。これも本人に返そうと思えば返せるものである。しかし、日本政府は、そうしてこなかった。日韓請求権協定と国内法で解決済みであるとして返さないまま今日まで来ている。これが「諸国民の公正と信義」を尊重する日本の姿であつてよいのだろうか。

これは日本社会のあり方の問題である。問題解決には、条約の変更は必要ではなく、国内法で支払いを認めれば済むことなのである。

(2) 日韓条約で「法的に解決済み」であっても、日本政府は問題解決に取り組んできた教訓を生かして

日本政府は、日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決した」と言いながらも、日本軍「慰安婦」問題でもその解決に動き、韓国人被爆者問題でも次官通達を撤回し援護対象とした、サハリン在住韓国人問題でも資金提供をした。しかし、根本的な解決に至っていないのが現状である。

その理由の一つは、被害当事者と向き合わないままの政府間解決であったこと。三つ目は、国が行った加害事実を認めず、あいまいな事実認定のままでお詫びの言葉でしかなかったことがあげられる。

たとえ「法的には解決済み」であったとしても、日本政府は解決のための努力をしてきているのである。それが未だ解決に至っていないとしても、そこから教訓を汲み取り解決の努力を続けなければいけない。

その教訓の一つに被害当事者とその遺族が持っている損害賠償請求権を法的に消滅させてこなかったこれまでの作為の誤りがある。

日本政府は、賠償の支払いを拒み続けるあまり、被害者の損害賠償請求に応じてこなかった。韓国政府に提供した無償3億ドル、アジア女性基金の医療福祉支援の政府資金約7億5000万円、2015合意の10億円

の支出の時に、日本政府の加害の事実を認め賠償金として支払っていたならば、被害者の損害賠償請求権を法的に消滅させ得たかもしれないが、日本政府はそうすることをしなかった。

それは何故なのか、それは、政府も国民も被害事実に目をつむり帝国主義(植民地主義)を脱していないからだと思われる。

4. 歴代政権の努力をつなごう

日本は、十分ではないにせよ日本国憲法を生かし、これまで東アジアでの平和実現の努力を続けてきたのも事実である。歴代総理大臣は、歴史の節目で談話を発表し、それは日本社会に受け入れられてきている。

だが、最近の日本社会の風潮ではそれも受け入れられなくなっているのかも知れない。既に、安倍政権は、2010年の菅総理大臣談話を首相官邸のホームページから削除している。

ここで表明され繰返し使われている「お詫び」という言葉を、日本政府は韓国語では「謝罪」と訳して広報している。「謝罪」とは、罪を認めて謝る言葉であるが、日本政府は「罪」を認めないまま「謝罪」という言葉だけを使っている。日本の言語文化がこのように壊されている。このことも、日本社会にとって大きな問題である。

1995.08.15 の村山談話

「「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えるました。私は、未来に誤ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします」

1998.10.08 日韓共同宣言 -21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ-

「我が国が過去の二時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた」

2002.09.17 日朝平壤宣言

「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。」

双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした」

2010.08.10 菅直人内閣総理大臣談話 閣議決定

「本年は、日韓関係にとって大きな節目の年です。ちょうど百年前の8月、日韓併合条約が締結され、以後36年に及ぶ植民地支配が始まりました。三・一独立運動などの激しい抵抗にも示されたとおり、政治的・軍事的背景の下、当時の韓国の人々は、その意に反して行われた植民地支配によって、国と文化を奪われ、民族の誇りを深く傷付けられました。」

私は、歴史に対して誠実に向き合いたいと思います。歴史の事実を直視する勇気とそれを受け止める謙虚さを持ち、自らの過ちを省みることに率直でありたいと思います。痛みを与えた側は忘れやすく、与えられた側はそれを容易に忘れる出来ないものです。この植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛に対し、ここに改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明いたします」

(2019年12月6日)

強制動員ではなく就職？朝鮮人“逃亡者”40%はなぜ

＜『反日種族主義』反論特別寄稿（2）強制徴用＞

2019年9月2日ハンギヨレ新聞

2015年ユネスコ日本大使も「韓国人強制労役」を公式認定

イ・ウヨン、日帝総動員令には目を瞑り偏向した資料を根拠にごり押し歪曲

強制性はなく自由だった？現場離脱者を“逃走”と表現

賃金は正常に支払った？日本人より少なく控除は倍

日本で稼ぐことがロマンだった？強制労働に抵抗、警察と戦闘まで



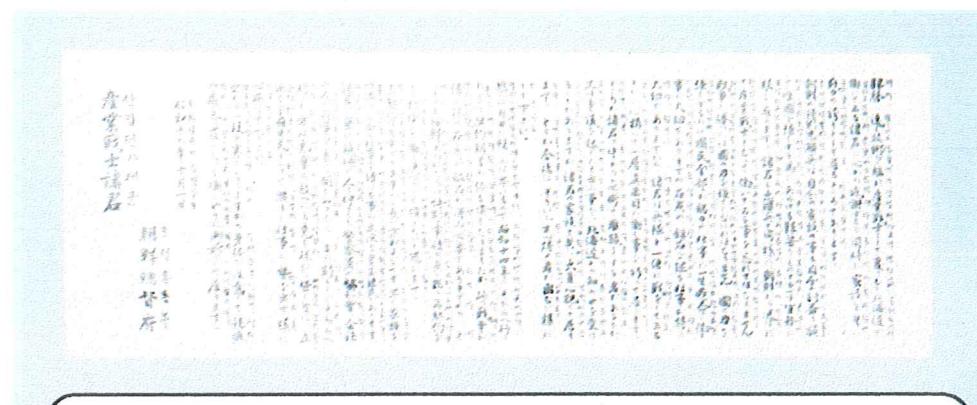
チョン・ヘギョン日帝強制動員＆平和研究会研究委員

「日本は1940年代に一部施設で多くの韓国人とその他の国民が本人の意志に反して動員され、苛酷な条件下で強制的に労役し、第2次世界大戦当時に日本政府も徴用政策を実行したという事実を理解できるようにする措置を取る準備ができる」と述べた。

2015年7月5日、ドイツのボンで開かれた第39回ユネスコ世界遺産委員会で「明治日本の産業革命遺産、製鉄・製鋼・造船・石炭産業」搭載と関連して、佐藤地(さとうくに)駐ユネスコ日本大使がした公式発言の一部だ。この発言は、日本が初めて国際機構でアジア太平洋戦争(1931~1945)当時の強制動員を公式に認めた事例だ。もちろん、日本政府は佐藤大使の発言の翌日に強制性を否定した。日本政府も発言の重量感を分かっていたためだ。

当時、韓国国内の一部マスコミの報道のように、日本が「意外にも強制労働を素直に認定」したのだろうか。決してそうではない。2015年2月から「強制」(forced)という用語を入れるために私たちは韓国外交部と共に孤軍奮闘した。日本政府は頑強だった。「23の施設地に徴用された韓国人はいくらにもならない」「募集や官斡旋(官庁の紹介と志願)が強制動員になるのか」と抗弁した。しかし結局、日本政府は認めた。否定できない明確な根拠があったためだ。すなわち強制動員は日本の国家権力がアジア太平洋戦争を遂行するために運営した体制だという点だ。日本政府は「ただの1人でも被害者がいるならば強制動員は実在した事実」というわれわれの主張に反論を提起できなかった。

アジア太平洋戦争は、朝鮮民衆が初めて経験した近代戦争であると同時に、すべての国力を投じた総動員戦争だった。総動員戦争の思想的土台である「総力戦」思想は、第1次世界大戦当時に


1941年、朝鮮総督府が日本の北海道に動員された朝鮮人に送った手紙。
1939年から2年期限で募集・動員され故郷に戻る時になった朝鮮人に対し朝鮮総督府は「逃げることなく産業戦士として仕事をせよ」「帰ってこずに誠実に仕事をせよ」と書いた

世界的に広がった近代戦争観だ。第1次世界大戦末期、フランスが初めて総力戦という用語を使った。日本はこの総力戦思想を受け入れて、国家総動員体制を確立した。1918年4月、陸軍の督励の下に内閣は軍需工場動員法を制定し、6月には軍需局を新設した。軍需工場動員法は、総力戦実行のために平時から人材、物資、資金など全国家の資源を調査し、戦争が起きた時の補給計画をたてるための法だった。1919年12月には軍需調査令を制定し、植民地である「朝鮮と台湾」を調査対象地域に含め、1925年4月には国家総動員機関設置委員会を設置した。こうした歩みは、アジア侵略の本格化とともに一層早まった。1937年中日戦争後、1938年4月に国家総動員法を制定し、国家総動員体制を確立した。

国家総動員体制は、一部の軍の将軍らが運営した体制ではなかった。国家総動員法に基づき約860の法令(改正を含む)と制度、組織を通じて運営されたシステムだった。朝鮮総督府は、該当部署を設置して地方単位まで組織を完備した。これはすべて1970年代以降に日本から出た資料集と研究で明らかになった内容だ。国家総動員法と下部法令は「国民動員」を明示し、毎年国民動員計画数を設定した。就職ではなく「動員」だ。労働者と資本家の相互契約関係にともなう労働者が消え、一方的義務だけが残った労務者の時期だ。

韓国政府が「強制」を入れさせるために孤軍奮闘していた2015年春、韓国内の報道機関に直接報道資料を送った研究者がいた。成均館大学経済学科出身のイ・ウヨン博士であった。膨大な公開資料と研究成果を無視して、偏向的に取捨選択した資料を根拠とする歪曲された主張だった。彼が『反日種族主義』に収録した内容と同一だ。当時、韓国内のメディアは簡単に報道したが、その後日本の極右指向の産経新聞には詳しく掲載された。これが「偶然の一一致」であろうか。

『反日種族主義』で彼は強制動員を否定している。「1910年に朝鮮人は日本の臣民になったので、差別は存在しない」として「アジア太平洋戦争期の動員は、法的根拠により成り立った合法行為」という認識を土台にするためだ。強制動員は、日本帝国主義全般にわたった政策で、すでに国際労働機関(ILO)の協約を自ら破った行為であるので差別とは関係ない。また、法的差別がなかったという平等論も誤りだ。1910年以後、朝鮮人は義務では日本人だが、権利では日本人と区別される存在として扱われた。すでに2000年代に明らかになった法制史研究の一貫した結論だ。

この主張の最大の問題点は、上で説明した日本の国家総動員体制を度外視した点だ。その他にも統計の背景を理解する能力が足りず、帝国運営の実態、日本地域一般渡日者(日本に渡っていった人)と移入労務者の区分、職種別労働実態に対する理解も不足している。1938年以前に100万人に達した一般渡日朝鮮人と動員政策にともなう強制動員朝鮮人を区分できず、炭鉱現場に対しても根拠のない主張を展開した。私は、九州の筑豊と長崎の炭鉱、常磐炭田、北海道の炭田、南サハリンと満州の炭鉱まで坑内を直接見て回った。イ博士の「1930年代になると日本の炭鉱の多くの坑道は、人の背をはるかに超える高さと5メートル以上の幅を維持するものが一般的」という表現は荒唐そのものだ。そのような炭鉱が日本に何箇所あったというのか。

このようなイ・ウヨン博士のごり押し主張に、いちいち対応する必要はないが、歴史に关心を持つ市民のために説明することは研究者の役割だ。紙面の限界により幾つかだけを話してみる。「生活は非常に自由だった」。強制性がなかったという主張だ。イ博士はこの主張の根拠を明らかにしていない。それでは常識的な質問をしてみよう。当時すべての日本政府と企業の資料は、現場離脱者を「逃走した」と明示した。なぜ退社ではなく逃走と表現し、逃走者を捉えてリンチを加えて命まで奪い取ったのか。当局は工場と炭鉱を



日帝強制動員被害者が、新日鉄住金(現、日本製鉄)を相手に出した損害賠償請求訴訟で13年8カ月ぶりに被害者の勝訴判決が下された昨年10月30日午後、最高裁(大法院)前で強制動員被害者イ・チュンシク氏(94)が感想を述べ涙を流している

管理する監督機関を設置して、労務者の統制と管理を担当した。集団農場も例外ではなかった。米国議会図書館が所蔵した資料の中には、中西部太平洋地域(当時南洋群島)の国策会社である南洋興発が労働時間と作業量を記録し、毎日警察の駐

在所に提出した報告書がある。

「日本人と朝鮮人は分け隔てなく、賃金は正常に支払われた」。戦時体制期の賃金体制を平時と同一に認識することも問題だが、誤りは実際に受領した金額にある。イ博士は「控除金は朝鮮人が 58 ウォンで、日本人の 26 ウォンよりはるかに多く、貯金も朝鮮人の金額が多かったために手取り金額には大きな差」が現れたとし、民族別差別を認めた。その一方で「朝鮮人は賃金の 4 割以上を直接渡され、その金で消費したり送金することができた」と断定した。手取り金額では日本人と差があったが「正常支払い」だったという評価はそれ自体が矛盾だ。また、イ博士が日本人との賃金差別がなかったとして提示した賃金台帳でも、朝鮮人の月収入は日本人より少なかった。

「当時、朝鮮人青年たちにとって日本は一つの『ロマン』だった」。良い稼ぎ口と考えて行ったという主張だ。この主張を問い合わせるために先立ち、根本的な問題から考えてみよう。騙されて渡ったとしても、良い稼ぎ口と考えて行ったのならば強制性が消えるのか。そんなことはない。稼げるとだまされた個人のせいではなく、だまして人材を動員した体制の問題であるからだ。当時、日本やドイツなどの枢軸国は、稼ぎ口と良い職場という

“ニンジン”を主に使った。具体的な内容を見てみよう。日本に稼ぎに行く機会が開かれ、工場で技術も習うことができるという言葉に乗せられて「連絡船内で歌を歌って」行ったという人々はいた。この事例だけで「ロマン」と表現したとすれば、他の事例を見よう。1939 年から朝鮮民衆の離脱は始まった。脱出者は 1939 年には全体の 5.2% の 2 千人だったが、この数字は 1940 年には 37.2% に、1943 年には 40% に増えた。日本の領土に到着してもあきらめずに輸送列車から飛び降りて命を失う例もあった。1944 年初めには抵抗が一層激しくなり、徵用令書(徵用通知書)を伝達しに訪ねてきた官憲に暴行し、慶尚北道慶山(キョンサン)郡に住む青壯年 27 人は「決心隊」を結成し、竹槍と鎌を持ち 20 日間山で抵抗して警察と接戦を行い勝利をおさめた。当時の高等裁判所検査局の資料と第 85 回帝国議会説明資料の内容だ。「ロマン」なのになぜ脱出して官憲に暴行して集団抵抗したのか。

もし学問的目的以外に他意がなく、研究者としての誠実さと自分の悩みだけがあったとすれば、このような無責任な一般化は不可能だ。誠実でも実証的でもない主張は、事実の重みを何とかして無視しようとする偏狭さだけを表わした。『反日種族主義』は、学者の外皮をかぶった政治行為の結果に過ぎない。

「明治産業革命遺産」における日本政府の「歴史修正主義」

強制動員真相究明ネットワーク事務局長 中田光信

1 顕著な普遍的価値(Outstanding Universal Value)からみた「明治産業革命遺産」

2015年7月、九州を中心とする8県11市にまたがる23の資産が「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」（以下「明治産業革命遺産」と略す）としてユネスコの世界文化遺産に登録された。

明治産業革命遺産が世界文化遺産として「顕著な普遍的価値」を有する理由は「封建社会の日本が、欧米からの技術移転を模索し、西洋技術を移転する過程において、具体的な国内需要や社会的伝統に合わせて応用と実践を重ね、20世紀初めには世界有数の産業国家に変貌を遂げた道程を顕し」「製鉄・製鋼、造船、石炭産業など、基幹産業における技術の集合体として、非西洋諸国において初めて産業化に成功した、世界史上類例のない、日本の達成を証言」しているためとされた。

しかし「富国強兵」「殖産興業」のスローガンのもと国策によって進められた明治期の産業近代化は、朝鮮の植民地支配、それに続く中国大陆への侵略を支える基盤となった。そして満州事変を機に中国大陆への侵略を本格化させ日中戦争に突入した日本は、侵略戦争のための「総力戦体制」の構築のため、国家の全ての人的・物的資源を国家が管理統制運用するための法律=「国家総動員法」を制定し、植民地支配下の台湾・朝鮮をその体制下に組み込んでいった。この総力戦を支えるために当時植民地支配下の朝鮮半島から、中国大陆から、そして戦争捕虜をも労働力として使役し、多大の犠牲者を生み出した末に大日本帝国は崩壊した。

「明治産業革命遺産」に含まれる八幡製鉄所、三井三池炭鉱、高島炭鉱、端島（軍艦島）、三菱長崎造船所の歴史は、明治期から敗戦に至るまでの日本の近代史の縮図でありその「全体の歴史」を未来に向けて継承していくことこそ教育・科学・文化を通じて戦争の惨禍を繰り返さないことを目的に設立されたユネスコ精神に沿うものである。明治の一時期だけを切り取るのではなく産業発展に付随する労働者の犠牲や一部の資産に含まれている強制労働の歴史などの負の側面も含めた「全体の歴史」にこそ「顕著な普遍的価値」があるるのである。

2 國際公約である「ステートメント」¹を反故にした日本政政府の立場表明

1) 登録決定に際しての岸田外務大臣（当時）の談話（2015年7月5日）

「この発言は、これまでの日本政府の認識を述べたものであり、1965年の韓国との国交正常化の際に締結された日韓請求権・経済協力協定により、いわゆる朝鮮半島出身者の徴用の問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は完全かつ最終的に解決済みであるという立場に変わりありません。」

2) 外務省のホームページ「国際機関を通じた協力」に記載の「第39回世界遺産委員会における7月5日日本代表団発言について」（2017年7月14日）における外務省の説明²

（日本政府ステートメント）

日本は、1940年代にいくつかのサイトにおいて、その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、また、第二次世界大戦中に日本政府としても徴用政策を実施していたことについて理解できるような措置を講じる所存である。

(外務省コメント)

→「意思に反して連れて来られ (brought against their will)」と「働かされた (forced to work)」との点は、朝鮮半島出身者については当時、朝鮮半島に適用された国民徴用令に基づき徴用が行われ、その政策の性質上、対象者の意思に反し徴用されたこともあったという意味で用いている。

→「厳しい環境の下で (under harsh conditions)」との表現は、主意書答弁書（参考）にある「戦争という異常な状況下」、「耐え難い苦しみと悲しみを与えた」との当時の労働者側の状況を表現している。

(日本政府ステートメント)

日本は、インフォメーションセンターの設置など、犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込む所存である。

(外務省コメント)

→「犠牲者」とは、出身地のいかんにかかわらず、炭坑や工場などの産業施設で労務に従事、貢献する中で、事故・災害等に遇われた方々や亡くなられた方々を念頭においている。

(日本政府ステートメント)

日本政府は、本件遺産の「顕著な普遍的価値」を理解し、世界遺産登録に向けて協力して下さったペーマー議長をはじめ、世界遺産委員会の全ての委員国、その他関係者に対し深く感謝申し上げる。

(外務省コメント)

→今回の日本代表団の発言は、従来の政府の立場を踏まえたものであり、新しい内容を含むものではない。

→今回の日本側の発言は、違法な「強制労働」があったと認めるものではないことは繰り返し述べており、その旨は韓国側にも明確に伝達している。

3 ユネスコ決議を無視した2017年の保全状況報告書³

2015年の世界文化遺産登録時の決議⁴は「日本が発したステートメントに留意」して「各サイトの歴史全体についても理解できるインターパリテーション（展示）戦略とすること」を勧告したにも関わらず2017年11月30日付で出された日本政府の保全状況報告書は以下の点においてこの決議に応えるものではなかった。

○「全ての構成遺産で一貫した顕著な普遍的価値の共通展示」「各サイトの「歴史全体」の更新」については「内閣官房、関係自治体」の担当とされたが「朝鮮人労働者を含む労働者に関する情報収集」は一般財団法人産業遺産国民会議という一民間機関に委任（丸投げ）された。

○戦時下の「強制労働」についてはすでに数多くの研究蓄積や当事者の証言があるにも関わらず「これまでほとんど検討されなかった一次史料の調査」を進めるとして、従来の研究成果を無視した。

○ステートメントで使われていた「強制労働」（forced to work）という文言を朝鮮半島労働者が産業を「支えた」（support）と表現するなど強いられた（forced）労働を支えた（support）と「言い換え」を行った。ステートメントは朝鮮人強制労働問題だけを取り上げているが、「歴史全体」を理解するには当時中国人・連合軍捕虜も強制労働を強いられたことも含め戦時下の強制労働の全体像を記載しなければならない。

○遺産のほとんどが九州・山口地域に集中しているにも関わらず情報センターは東京に設置することにな

っており、当該資産から遠く離れた場所におけるインテリープリテーションは来訪者のアクセスを考えた場合全く無意味である。

○報告書作成に当たって行われた「インテリープリテーション監査」は当該資産に詳しい歴史学者や資産周辺の関係者及び強制労働に従事させられた当事者の証言などは一切とりあげられず監査に立ち会ったのは日本政府及び産業遺産国民会議関係者と県の職員・ボランティアのみでそれ以外の意見を聴取した形跡が見られない。このようなプロセスはイコモスの各憲章⁵にも反している。

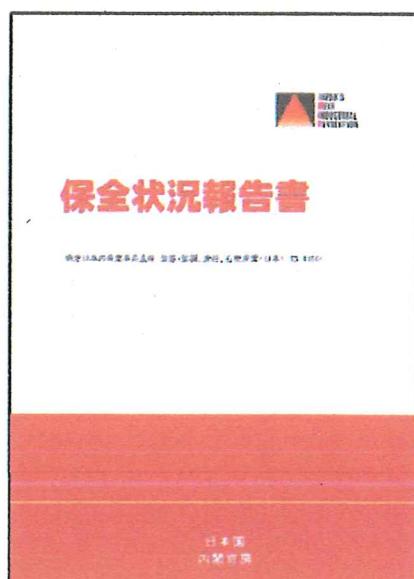
4 杜撰極まりない「産業遺産国民会議」の調査研究報告書⁶

日本政府は2017年の保全状況報告書において「産業労働に係る調査研究」を「明治産業革命遺産」の登録を推進した「一民間機関」である産業遺産国民会議に担当させて調査研究を委託した。しかし、そのホームページのトップは「軍艦島の真実－朝鮮人徴用工の検証」というサイトが立ち上げられ、元島民の証言だけが掲載され当事者である強制労働被害当事者の証言は一切なくこれまで公表されてきた様々な証言や著作の記述などを一方的に批判するなど公平に「調査・研究」を行う機関として不適切な団体であった。

そして情報公開請求で入手した3ヵ年の調査研究報告書の内容を検討すると、2016年の報告書には、海外資料の翻訳として「戦中期日本へ労務動員された朝鮮人炭鉱夫の賃金と民族格差」と題する李宇衍（イウヨン）氏のものと推測される論文の翻訳が掲載され、2017年、2018年の報告書には端島（軍艦島）や三井三池炭鉱の関係者への検証抜きのインタビュー記録は掲載されているが、関係するサイト全体についての調査は十分行われておらず、3ヵ年の報告書全体を通して見てもほとんど断片的な資料の羅列であり「全体の歴史」をインテリープリテーションする基礎資料としては全く不十分であることが明らかとなった。しかも、このような杜撰な報告書に対して3ヶ年合計で360,524,520円（÷全838ページ=@430,220円／ページ）もの多額の契約金が支出されていたのである。このため強制労働真相究明ネットワークは11月1日付で『「明治日本の産業革命遺産」の産業労働に関する再調査を求める要請書』（別添）を提出したが、日本政府からは「産業遺産国民会議の調査は十分な内容であり再調査しない」との口頭での回答がなされただけであった。

5 今年の保全状況報告書⁷の問題点と今後の課題

2017年の保全状況報告書を審査した昨年の第42回世界遺産委員会は改めて勧告⁸を出した。その中で、インフォメーションセンターの設置場所及びインテリープリテーションの内容について「ベストプラクティス」を考慮すること、関係者との協議を継続することが指摘されたにも関わらず今年11月27日付で提出された保全状況報告書では「インテリープリテーションに関する事項については、インテリープリテーション戦略に基づき、適切にインテリープリテーションが実施された」「関係者との対話については、「明治日本の産業革命遺産」の関係者間において、定期的に協議を行い、幅広い対話に努めてきた」と記載されているが「インテリープリテーション全体については、産業遺産情報センターが完成され次第、改めて報告する予定」であるとし



てさらに先延ばしすると同時に関係者との「幅広い対話に努めてきた」と言いながら、この間韓国政府や各資産の歴史に詳しい専門家などとの対話は一切なされなかった。

報告書では「産業遺産情報センターの設置に向けた検討・準備」を「インタープリテーション戦略に基づき、国内外の有識者の意見も踏まえつつ、既存施設（東京都新宿区若松町）の改修工事を行うなど着実に準備を進めている。同センターは、今年度中を目途に設置する予定である。」として「産業情報センター」をなし崩し的に東京の既存の政府庁舎を改修し設置しようとしているが展示内容も未だ公開されていない。

今後、東京に開設される「産業情報センター」の展示内容を注視するとともに、産業遺産国民会議への杜撰な調査委託について日本政府を追及すると同時に改めて産業労働についての再調査を日本政府に求めていかなければならない。

¹ 2015年7月5日世界遺産委員会における日本側発言（日本語）全文
議長、

日本政府を代表しこの発言を行う機会を与えていただき感謝申し上げる。

日本政府としては、本件遺産の「顕著な普遍的価値」が正当に評価され、全ての委員国の賛同を得て、コンセンサスで世界遺産登録されたことを光栄に思う。日本政府は、技術的・専門的見地から導き出されたイコモス勧告を尊重する。特に、「説明戦略」の策定に際しては、「各サイトの歴史全体について理解できる戦略とすること」との勧告に対し、真摯に対応する。より具体的には、日本は、1940年代にいくつかのサイトにおいて、その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働くされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、また、第二次世界大戦中に日本政府としても徵用政策を実施していたことについて理解できるような措置を講じる所存である。

日本はインフォメーションセンターの設置など、犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込む所存である。

日本政府は、本件遺産の「顕著な普遍的価値」を理解し、世界遺産登録に向けて協力して下さったペーマー議長をはじめ、世界遺産委員会の全ての委員国、その他関係者に対し深く感謝申し上げる。

² https://www.mofa.go.jp/mofaj/pr_pd/mcc/page3_001285.html

³ https://www.cas.go.jp/jp/sangyousekaiisan/state_of_conservation_report.html

⁴ 第39回世界遺産委員会決議 39 COM 8B.14 勧告部分 g)推薦資産のプレゼンテーションのためのインターパリテーション（展示）戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し、産業化の1または2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインターパリテーション（展示）戦略とすること。
注) 1 世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されているとおり、パラ4. gで言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインターパリテーション 展示 戰略に関し、日本が発したステートメントに留意する。

⁵ 1964年の「記念物と遺跡の保存と修復に関する国際憲章」（ヴェニス憲章）、2006年の「産業遺産ニジニータギル憲章」、2008年の「文化遺産サイトのインターパリテーション及びプレゼンテーションに関するイコモス憲章」、2010年の「産業ヘリテージを継承する場所、構造物、地域及び景観の保存に関する ICOMOS-TICCIH 共同原則」など

⁶ https://drive.google.com/drive/u/0/folders/1Ks1P4Cdmcrlur_jhmCRlt63v_1XxObvj

⁷ https://www.cas.go.jp/jp/sangyousekaiisan/seikaiisan_houkoku/pdf/191129/siryou_jp00.pdf (日本語)
<https://whc.unesco.org/en/documents/179734> (英語)

⁸ 第42回(2018年)世界遺産委員会決議の勧告 g)に關係する部分のみ抜粋
世界遺産委員会は、

1 WHC/18/42.COM/7B の文書を審査した上で；

2 第39回世界遺産委員会（2015年ポン）で採択された決議 39COM8B.141 を想起し；

3~6 略

7 インターパリテーションが全てのサイトで準備され、デジタル形式のツールが開発された一方、開設予定のインフォメーションセンターを含め更なる改善が図られる予定であることに更に留意し；

8 センターが完成され次第、インターパリテーション全体について改めて報告するよう締結国に更に要請し；

9 OUVによってカバーされている期間及びそれ以外の期間も含め、資産の歴史全体のインターパリテーションやデジタル形式のインターパリテーション資料に関する作業を引き続き行う上でインターパリテーション戦略に関する国際的なベストプラクティスを考慮に入れるよう締約国に強く促し；

10 関係者との対話を継続することを促し；

11 決議 39 COM 8B.141 を完全に履行するとともに、2020年の第44回世界遺産委員会による審議に付するため、2019年12月1日までに、資産の保全状況と上記の履行状況について更新した報告書を世界遺産センターに提出するよう締約国に更に要請する。

2019年11月1日

内閣総理大臣 安倍晋三様
(担当 内閣官房 産業遺産の世界遺産登録推進室)

「明治日本の産業革命遺産」の産業労働に関する再調査を求める要請書

強制労働員真相究明ネットワーク
共同代表 鹿造由香 飛田雄一

2015年7月九州を中心とする8県11市にまたがる23の資産が「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」(以下「明治産業革命遺産」と略す)としてユネスコの世界遺産に登録されました。登録に際して日本政府は各遺産において強制労働の歴史があった事実を記載する旨の「ステートメント」¹を発しました。そしてユネスコ世界遺産委員会はこの「ステートメント」の進捗状況について2017年11月30日までに報告することを勧告²しました。

日本政府は、勧告に基づき2017年11月30日付でユネスコへ保全状況報告を提出しましたが、そのインターパリテーション(説明)計画(別紙)では、本来政府が責任を持って行うべき「朝鮮人労働者を含む労働者に関する情報収集」について一般財団法人産業遺産国民会議が調査を行うこととされ、すでに「平成28年度明治日本の産業革命遺産」産業労働にかかる調査」という名目でこの調査が産業遺産国民会議に委託されていたことが情報公開請求によって明らかとなりました。しかし、この調査報告書には、1つの論文(黒塗り)と海外文献翻訳や契約締結以前に行われた調査と思われる結果が記載されているだけで、仕様書に書かれている有識者(黒塗りで氏名不詳)からの意見聴取なども行われたのかも不明であり、調査した結果の分析も記載されていない杜撰なものでした。

ところが、日本政府は2017(H29)年度、2018(H30)年度も産業遺産国民会議にこの調査を委託しました。その後提出された報告書も2017(H28)年度の調査報告と同様、強制労働が行われた八幡製鉄所、三井三池炭鉱、高島炭鉱、端島(軍艦島)、三菱長崎造船所についての産業労働の「全体の歴史」についての調査・分析はされず、端島(軍艦島)の関連で年表やインタビュー記録、三井三池関連で一人のインタビュー記録(調査報告書の3分の1の約100ページを占める)が記載されているだけです。報告書でのインタビュー記事は、戦時の朝鮮人の強制労働を否定する意図により、質問が誘導されています。動員された被害者の証言は含まれていません。このような報告書はユネスコの勧告に到底耐えうる内容ではありません。

2018年7月、日本政府が提出した保全状況報告書を審査したユネスコ第42回世界遺産委員会は改めて日本政府に2019年12月1日までに保全状況報告書の提出を求める勧告³を出しました。勧告では「関係者との対話を継続することを促すように指摘されたにもかかわらず、その後日本政府が韓国政府や強制労働の被害当事者、研究者らの意見を聴取した形跡は一切ありません。

また、この杜撰な産業遺産国民会議の調査分析報告書に3ヶ年で360,524,520円もの公費を支出しています。他の「保全活用に関する調査研究」(3カ年で18,360,000円)「展示戦略に関する調査研究」(3ヶ年で98,244,000円)と比較しても、また予算執行額の比率からしても突出した金額です。このような調査結果報告書を検査「合格」とした政府の責任も重大です。このような不十分な調査結果に基づいて保全状況報告書を提出することは許されません。

したがって、私たちは「明治産業革命遺産」の産業労働に関する調査について改めて政府自身によるか若しくは信頼できる機関(大学などの研究機関)に再調査を委託することを強く求めます。

については、ユネスコへの保全状況報告書の提出期限前の(2019年11月20日)までに御回答頂きますよう要請いたします。

<参考資料>

- 2017年度保全状況報告書のインターパリテーション計画部分抜粋
- 情報公開請求で入手した委託契約一覧
- 2016(H28)、2017(29)、2018(H30)各年度報告書の目次と内容一覧

連絡先 兵庫県神戸市灘区山田町3丁目1-1(公財)神戸学生青年センター気付
強制労働員真相究明ネットワーク 事務局長 中田光信 tel. 090-8482-9725
e-mail mitsunobu100@hotmail.com URL <http://www.ksyc.jp/sinsou-net/>

¹ 「日本は、1940年代にいくつかのサイトにおいて、その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、また、第二次世界大戦中に日本政府としても徵用政策を実施していたことについて理解できるような措置を講じる所存である。日本はインフォメーションセンターの設置など、犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込む所存である。」

² 2015年39回世界遺産委員会決議(39 COM 8B.14)の勧告g)に関する部分

g)推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション(展示)戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し、産業化の1または2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインターパリテーション(展示)戦略とすること。1

1)世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されているとおり、パラ4.gで言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインターパリテーション展示戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。

³ 2018年42回世界遺産委員会決議(42COM 7B.10)の勧告g)に関する部分

7 インターパリテーションが全てのサイトで準備され、デジタル形式のツールが開発された一方、開設予定のインフォメーションセンターを含め更なる改善が図られる予定であることに更に留意し；

8 センターが完成され次第、インターパリテーション全体について改めて報告するよう締結国に更に要請し；

9 OUVによってカバーされている期間及びそれ以外の期間も含め、資産の歴史全体のインターパリテーションやデジタル形式のインターパリテーション資料に関する作業を引き続き行う上でインターパリテーション戦略に関する国際的なベストプラクティスを考慮に入れるよう締約国に強く促し；

10 関係者との対話を継続することを促し；

11 決議39 COM 8B.141を完全に履行するとともに、2020年の第44回世界遺産委員会による審議に付するため、2019年12月1日までに、資産の保全状況と上記の履行状況について更新した報告書を世界遺産センターに提出するよう締約国に更に要請する。

旧強制動員委員会報告書・口述集などの日本語版4冊を発刊

—日帝強制動員手記集及び委員会発行本の翻訳版発行記念会 in ソウル—

強制動員真相究明ネットワーク会員 竹内康人



2019年12月16日、ソウルで、旧韓国強制動員委員会（2004年から2015年）が作成した報告書と口述集などの発刊記念会が、日帝強制動員被害者支援財団の主催によってもたれた。旧韓国強制動員委員会とは、韓国政府内に置かれた日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会、のちに対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会と名称を変えた組織のことである。日帝強制動員被害者支援財団はこの旧委員会の事業を継承する財団であり、韓国の行政安全部の下にある。

今回発刊された本は、口述集の「ポンポン船に乗って海の幽霊になるところだったよ」（忠清道から福岡、長崎、佐賀など九州への動員）、「朝鮮という私たちの国があったのだ」（大阪造兵廠、捕虜監視員など軍属として日本、東南アジア、中国への動員）、調査報告書の「朝鮮人BC級戦犯に対する調査報告」、「ハワイ捕虜収容所における韓人捕虜に関する調査」である。また、韓国語の「太平洋戦争実記集」（沖縄の阿嘉島への動員、特設水上勤務103中隊）も発刊された。

これまで、旧委員会によってシベリア抑留、崎戸炭鉱、長生炭鉱、広島長崎原爆などの調査報告書の日本語版が出されてきたが、委員会の解散によって発行は停止した。2018年に韓国を訪問した際、その再開を目指して支援財団と意見交換し、韓国の行政安全部には要請文を送った。その結果、2019年に入り、支援財団が日帝強制動員出版事業をすすめて日本語版を発行することになり、強制動員真相究明ネット内にその発行に向けて新たに日本語翻訳協力委員会を置くことになった。

戦争は国家による暴力であるが、それを正当化するためにさまざまな美辞麗句が使われる。その暴力の実態を戦争被害者の視点でとらえ直すことが大切である。韓国の強制動員被害者の証言は戦争の実相を示すものであり、貴重なものである。その翻訳本を発行することで、これまで知ることのできなかつた多くの事実を知ることができる。日本側の歴史認識にとって重要な資料となる。その発行は、真実を伝え、歴史の歪曲をただすことにつながる。

口述記録は強制動員された人びとが生きぬいてきた物語である。60年以上前の出来事には不鮮明な部分があるが、それを含めて歴史の証言として受け止めたい。その体験からの思いを分かち、分析しよう。その戦争動員の体験を思想化することで、戦争動員をおこない、その責任をとることなく、いまも事実を否認しようとする動きを、変えていく力とすることができます。



大法院判決から1年余－文喜相法案を超えて強制動員問題の解決へ

強制動員問題解決と過去清算のための共同行動 矢野秀喜

昨年10月30日の大法院判決から1年余が経過しました。しかし、判決は履行されず、被害者の人権も回復していません。その第一の要因は、日本の安倍政権が、判決を「国際法違反」と非難し、「解決済み」を主張して被害者を省みず、ただ「国際法違反状態の是正」を韓国政府に求める態度に固執しているからです。

このような中、12月18日、韓国の国会議長である文喜相（ムン・ヒサン）氏が、強制動員問題の解決に向けて、「記憶・和解・未来財団」法案等を韓国国会に発議しました（提案議員は文喜相議員以下14名）。

文議長が発議した同法案の骨子は以下のとおりです

- ▽「記憶・和解・未来財団」を設立し、強制動員被害者に対する慰謝料支払、追悼・慰靈事業、調査・研究等を遂行する
- ▽「記憶・和解・未来財団」の基金は、①日韓両国企業の自発的寄付金、②両国市民の自発的寄付金、等によって構成する。寄付募集に際し、強制してはならない
- ▽強制動員被害者とは、判決で強制動員被害を受けた者と認められた者および他の法に基づき強制動員被害者・犠牲者・遺族と認定された者とする。ただし、「慰安婦」被害者は除く
- ▽被害者に支給する慰謝料は、「満州事変以降太平洋戦争に至る時期に国外強制動員された期間中にあった反人道的な不法行為に対する精神的な被害に相応する金銭」とする
- ▽被害者が財団から慰謝料を受け取る場合、大法院判決による日本企業の韓国内資産差し押さえの強制執行の請求権、または裁判請求権を放棄したものと見なす。被害者が裁判係争中の場合、財団は訴訟の取り下げを条件に慰謝料を支給できる
- ▽財団が強制徴用被害者に慰謝料を支給すれば、「第三者任意返済」と見なし、被害者の承諾を得て、財団が「債権者代位権（債務者が持っている権利を代わって行使できる権利）」を取得したと判断する

この法案は、韓国、日本で様々の議論をまきおこしています。

韓国の世論調査では、この法案に「賛成」53.5%、「反対」42.1%と（12.11～13、「韓国リサーチ」実施）という結果が出ています。しかし、被害者団体、弁護団などは法案反対の声明を出しています。「政府も原則に反するという立場であり」、「国会の反応もそれほど肯定的ではない」との報道もなされています（12.19付ハンギョレ）。事実、文議長は全国会議員にこの法案への賛成、共同発議を呼びかけましたが、発議者に名前を連ねたのは結局13名にとどまりました（姜昌一韓日議連会長、千正培議員らは反対）。

他方、日本では、河村建夫日韓議連幹事長が、文提案について「解決策はこれだけだ」と語り（11.27付「中央日報」）、安倍首相も「強制執行（差し押さえられた日本企業の資産の現金化）以前に法整備があれば良い」（同前）と語ったと報じられています。今まで、安倍政権、与党からは「韓国は約束を守れ」「国際法違反状態の是正を」との声しか出てきませんでしたが、今回の文提案に対しては「解決に向けての選択肢」として評価しているかのようです。その背景には、大法院判決・強制動員問題を契機とする日韓間の「対立」が、日本の経済、とりわけ地域経済等に否定的な影響を及ぼしていることがあるかも知れません。



10・30大法院判決の唯一の生存者原告
李春植(イチュンシク)さん(右側)

文氏は、この法案を「悪化の一途をたどっている韓日の両国関係が過去を直視すると同時に、未来志向の関係に進むよう、呼び水の役割を果たす政治的・立法的な解決策として提案」すると言っています(12.16付「聯合ニュース」)。また、「先制的な立法を通じ、両国が対立する懸案について包括的に交渉し譲歩・和解できる大義名分を提供することを期待する」とも述べています(同前)。これを聞く限り、文氏は、日韓首脳会談で強制動員問題の包括的解決に向けて交渉、議論していくための“タタキ台”として法案を提出したと思われます。その限りでは、

文提案は問題解決に向けて、膠着した事態を動かす狙いがあるとも言えます。

しかし、被害者団体などがこの法案に反対するのは、以下のような問題点があるからですー

- ① 日本政府・企業が強制動員を行った事実と責任の認定、謝罪についての規定がないこと
- ② 日本企業に「自発的寄付金」を求めつつ、他方で、財団から「慰謝料」支給を受けた被害者の債権を消滅させるのは、実質的に日本政府・企業の強制動員責任を免責するものであること
- ③ 強制動員を行った企業が「寄付金」を拠出しない場合でも、何の責めも負わないこと
- ④ 日韓企業の寄付金で設立する財団で、軍人軍属動員被害者をも救済対象とできるか不明であること

このような問題点を解消しない限り、文提案で強制動員問題の解決を図ることは難しいと言わざるを得ません。

改めて確認するまでもありませんが、強制動員問題の解決には、①事実を認めての謝罪、②謝罪の証としての賠償、③次世代への継承、の原則が貫かれるべきです。

安倍政権が被害者に背を向ける姿勢をとり続けようと、日本政府、企業は強制動員を行った不法行為責任から免れることはできません。韓国政府、受惠企業にも、強制動員問題の解決を怠った責任が残されています。4者がそれぞれその責任と役割を果たしていく必要があります。

私たちは、この法案が、被害者らの批判、要求を受け入れることなく、そのままで韓国国会を通過するようなことには反対せざるを得ません。法案が、2005年に国連総会で採択された被害者の権利(正義・賠償・真実)の基本原則に沿い、強制動員問題解決の原則を踏まえた内容へと修正されるよう、韓国の被害者、支援団体等とともに運動を続けていきます。(2019年12月19日)

長生炭鉱の遺骨発掘に向け、確かな一步を！

長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会

書記 山内弘恵

○遺骨問題を課題の中心に 2 度の日本政府との交渉

1991 年長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会が発足してから 22 年の歳月を経てやっと追悼碑が建立できました。そして、今、更なる大きな課題である遺骨収集へ向けて取り組んでいます。遺骨収集と一口で言っても、この長生炭鉱の場合、遺骨は海の底。とても市民の力だけでなしえるものではありません。そこで、日本政府、韓国政府への直接的な働きかけを開始しました。

2018 年 2 月 8 日、社民党福島みずほ議員の助力のおかげで、初の日本政府との交渉が開催されました。政府側は「人道調査室」「外務省」「内閣官房副長官付補」等 6 名が出席し、その中で長生炭鉱の悲劇は何人たりとも否定できない「人権」の課題であることが改めて共通の認識として確認されました。日本政府の言い訳として、「韓国政府からの正式な要請がない」ことを理由として挙げられ、私たちは、韓国政府に協力を要請する必要性を感じました。

第 2 回の日本政府との交渉は同じ年の 2018 年 12 月 3 日に開催されました。この時は、沖縄の日本人犠牲者遺族である島袋隆さんが同席してください、「遺族も高齢になっている、早く協力して欲しい」と述べられました。また、この時は日程の都合により同席できなかった韓国遺族会から託された建議書を井上洋子共同代表が読み上げ、手渡しました。しかし、1 年以上経った現在もその建議書に対する回答は届いていません。

2004 年 12 月の小泉純一郎・盧武鉉両首脳会談において、朝鮮半島出身民間徴用者遺骨の返還について合意がなされたが、調査対象は遺骨が返還できる状態のものに限られ、長生炭鉱の遺骨は「海の底にある」という理由でその対象からはずされました。しかしながら、長生炭鉱の遺骨は遺骨問題の象徴的課題であることは明白です。その理由は、戦時中の一度の事故では最大の犠牲者数 183 名を出し、その内 136 名が朝鮮人であること ② 危険な炭鉱であると地元では知られ日本人は就労を避けていたため、朝鮮人が占める割合は 80% という異常なまでに朝鮮人に頼らざるを得ない炭鉱で、地元では「朝鮮炭鉱」と呼ばれていたこと ③ 事故は法律で禁止されていた浅い層を掘っており度々出水していたにもかかわらず、発掘を強行した人災であったこと ④ 会社側鉱務課の「集団渡航鮮人有付記録」には、募集の氏名や逃亡の記録等残っていること ⑤ 犠牲者は救出されることなく遺骸は海の底に放置されたままであること ⑥ 韓国遺族会が存在し長年にわたり遺骨奉還を要請しているが、事故から 78 周年を迎える存命されるご遺族は年々減少にあり焦眉の課題であること ⑦ 会社は 1974 年に解散し責任を放棄していること等々多岐にわたります。

私たちは 2 度の日本政府との交渉で、とにかく事実と向き合い、まず現地に調査に来るよう要請をしていますが、この間の日韓の外交上の問題もあり、困難を極めているのが実情です。

○初の韓国政府との交渉

一方、日本政府の取り組まない理由として挙げられていた「韓国政府からの要請がない」ことを打破するため、2019 年 2 月末、井上洋子共同代表が韓国の文在寅大統領に宛てて手紙を書きました。内容は、6 月に開催される G20 サミットで来日されるとき、ぜひとも長生炭鉱跡地を訪れて欲しいというものでした。そして、それに對して、韓国外交部より返信が届きました。もちろん、大統領本人からではありませんが、韓国政府・外交部が窓口を提示してくれました。この機会を逃すわけにはいかないと、面談を申入れ、直接の担当課である「行政安全部」が対応してくれることとなりました。

2019 年 6 月 3 日(月) 10 時 45 分～12 時、韓国・ソウル KT スクエア 14F にて、井上洋子共同代表



と私、韓国遺族会より副会長・楊玄（ヤン・ヒョン）さん、事務局長・孫鳳秀（ソン・ボンス）さんをはじめ、合計10名のご遺族と共に韓国行政安全部 過去史関連事業支援団 強制動員犠牲者遺骸奉還課との交渉を行いました。韓国遺族会にとって、結成された92年に日本政府と韓国政府両方に建議書を提出していますが、韓国政府と交渉を持ったのは今回が初めてでした。もちろん、「刻む会」にとっても韓国政府との交渉は初めてのことでした。私たちの交渉に参加するために韓国政府側は、全国から関係部署の職員が7名同席しました。今回初めて知ったことですが、行政安全部の中に過去史関連業務支援団・強制動員犠牲者遺骸奉還課という部署が昨年11月にでき、これまで韓国政府が調査してきたことや、日韓条約及び日韓首脳会談等を踏まえ、遺骸奉還問題について、現在のデッドロック状態を解決するために新たにできた部署だということでした。最初は、緊張感に包まれ、面談が始まりましたが、「刻む会」のこれまでの活動の紹介や何を目的に交渉に来たかを伝えると、お互いの意見が同じ方向を向いていることが分かり、良い雰囲気に変わっていました。

まず、「刻む会」から、昨年2回の日本政府との交渉を経て、日本政府が韓国政府からの具体的な要求がないことを理由としているので、長生炭鉱の遺骨収集について日本政府に具体的に要求して欲しいということ、そしてその実現のために、現地調査に来て欲しいということ、さらに、現在日本とは外交上、難しい状況であることは理解しているが、人権上の問題として外交問題と切り離して対応して欲しいという3つのことを要求しました。

遺骸奉還課の黃棟俊(ファン・ドンジュン)課長は「ぜひ現地に行きたい！」と意欲的で、発掘に向けた専門家の調査を検討したいとも述べてくださいました。

さらに、「刻む会」が行っているDNA調査についても、遺族会からの申請があれば、韓国政府で行うことも可能との話や、遺族会が把握できていない遺族についても橋渡しをしてくれるなど協力的な姿勢がありました。今回の面談で、これまで韓国政府にも門前払いで悔しい思いをしてきたが、政府と話し合いをもつ日が来るなんて…と、遺族会の孫鳳秀事務局長がとても喜んでいたことが印象的でした。

そしてその後、何と！1ヶ月も経たないうちに、韓国行政安全部の黃棟俊(ファン・ドンジュン)課長ら3名が7月1日、長生炭鉱現地訪問が実現しました。

追悼ひろばを訪れた課長は、胸に詰まるものがあったと目に涙を浮かべ、追悼碑に献花をしてくださいました。

今回の訪問はあくまでも、韓国遺族たちの要請を受け、遺族の気持ちに寄り添うために、机の上でなく実際の現場を見ようというものでしたが、韓国政府と遺骨収集の実現に向けてお互い協力していくことを改めて確認できたことは、非常に大きな意義がありました。



○長生炭鉱の遺骨問題に結集を！

日韓関係は今非常に難しい状況になっていますが、遺骨返還という問題は、政治とは切り離して対応しなければならない問題です。長生炭鉱の遺骨発掘実現から奉還までの困難な道のりは、一步進むごとに犠牲者の尊厳を回復していく道となり、同時にまた強制連行・強制労働の実態を日本社会に問い合わせ、歴史的事実を明らかにしていく過程と重なります。それは日本が犯してきた取り返しのつかない行為を見据え、その傷を癒すために日本政府と日本人は何をなすべきかを問うていくことになるでしょう。

「刻む会」はもとより全力で国境を越えた遺骨発掘のための政府レベル、市民レベルの環境作りに奔走する覚悟ですが、遺骨問題に関わる全ての皆さまの力をここ「長生炭鉱の遺骨問題」に結集して頂くよう心からお願い申し上げます。

以上

第13回研究集会・フィールドワーク案内

<1日目 研究集会>

日 時 2020年5月23日(土) 午後

場 所 富山県民共生センター サンフォルテ

主 催 強制動員真相究明ネットワーク

協 力 コリア・プロジェクト@富山／クローバーの会

○富山の報告

- ・富山平和マップを作成して
- ・黒部発電工事と朝鮮人
- ・不二越女子勤労挺身隊 など

○全国報告

- ・神岡鉱山に労働者遺骨の遺族探し
- ・明治産業革命遺産問題 など

<交流会> ボルファート 杜里

<2日目 フィールドワーク>

日 時 2020年5月24日(日) 午前中

- ・愛本堰堤・呂野用墓
- ・宇奈月ダム
- ・下山(にざやま)発電所美術館など (調整中)

【会費振込のお願い】

個人一口 3000円、団体一口 5000円

2019年度会費納入がまだの方は、

同封の振込用紙にて振込みをお願いします。

送金先：[郵便振替口座]

00930-9-297182 真相究明ネット